

株式会社 ゆうちょ銀行 郵便貯金資産借入等の手引

2022年3月

株式会社 ゆうちょ銀行

はじめに

旧日本郵政公社（以下「旧公社」といいます。）は、郵政民営化法等の施行に伴い平成１９年１０月１日に民営・分社化され、旧公社が取り扱っていた郵便貯金に関する業務等は、民営・分社化に伴い設立された株式会社ゆうちょ銀行（以下「弊社」といいます。）及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」といいます。）が承継することになりました。

民営・分社化に際し、地方公共団体が旧公社から借り入れていた地方公共団体に対する郵便貯金資金の貸付金については、旧公社から機構が地方公共団体に対する郵便貯金資産の貸付金として承継し、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法等の法令の規定に基づき取り扱うこととなりますが、実際の業務に関しては、当該法令の規定に基づき、機構が弊社に業務を委託して行うことになっています。

このため、地方公共団体は、郵便貯金資産の貸付金に関する諸手続を弊社との間で行っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

この手引は、郵便貯金資産を借り入れている地方公共団体が円滑に諸手続を行うことができるよう、約定弁済、債務承継等についてまとめたものですので、実際のお手続の際には、この手引に基づいて行ってください。

また、ご不明な点等がございましたら、受持ちの弊社エリア本部の担当者までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

令和４年３月

株式会社 ゆうちょ銀行

株式会社 ゆうちょ銀行 郵便貯金資産借入等の手引

目 次

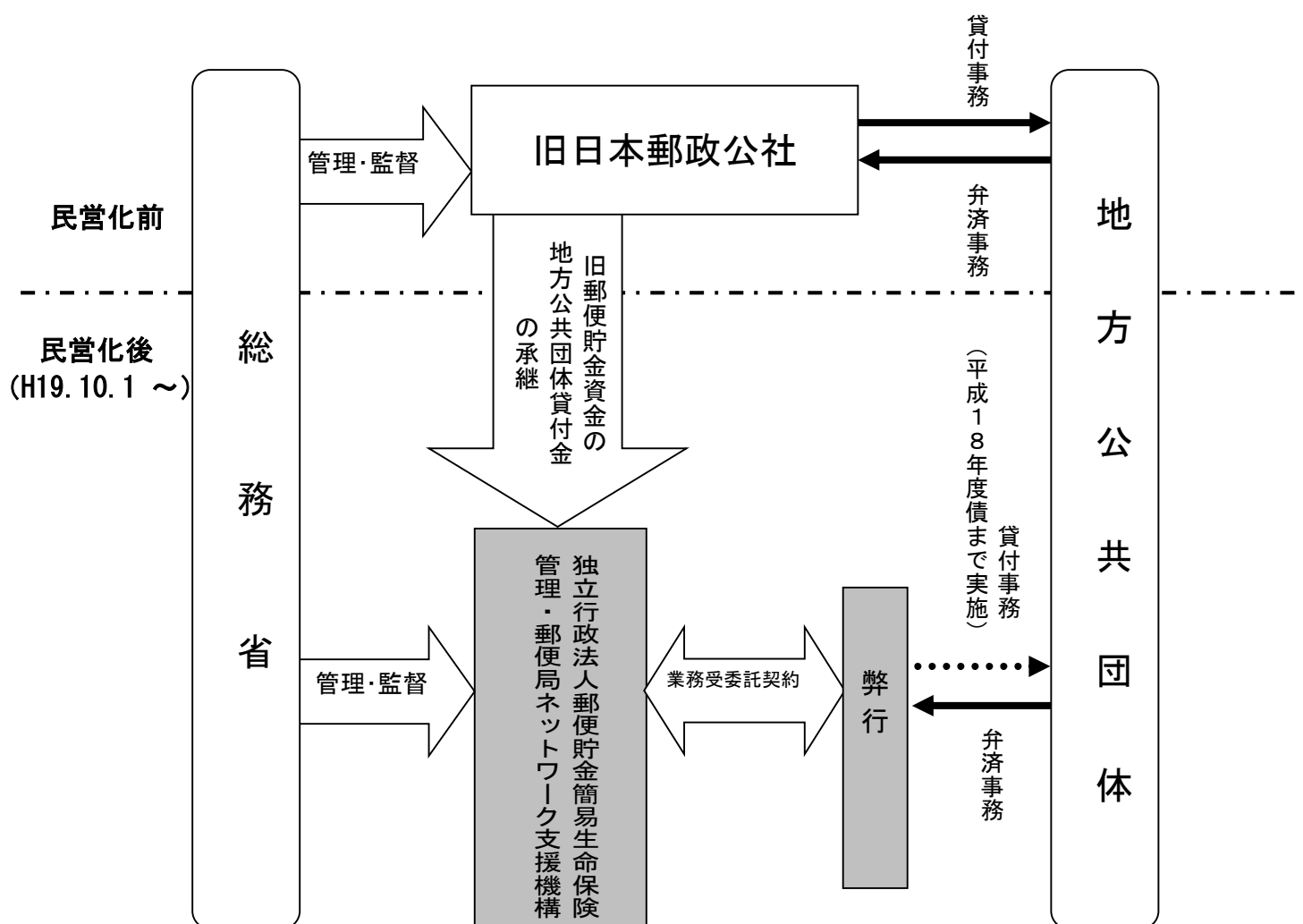
第1章	制度のあらまし	1
第1	郵便貯金資産の地方公共団体貸付の仕組み	1
第2	郵便貯金資産の貸付条件	2
第3	手続に関する提出書類	2
第2章	元金の償還又は利息の支払等	3
第1	元金の償還又は利息の支払	3
第2	繰上償還	3
1	繰上償還の手続	3
2	繰上償還に伴う元金の償還及び利息等の支払等	4
第3	違約金の支払等	4
1	違約金の計算方法及び支払方法	4
2	違約金の免除及び延滞利息の支払	5
3	延滞利息の計算方法及び支払方法	5
第4	借用証書の返送	6
第3章	債務の承継等	9
第1	債務の承継等	9
1	債務の承継	9
2	債務の引受け	9
第2	取得財産処分等	10
1	取得財産処分等承認申請及び承認等	10
2	取得財産滅失等の報告	10
第4章	その他の手続	11
第1	取引時確認手続	11
1	取引時確認手続	11
2	正当な申込みの確認	11
第2	貸付先の調査	11
第3	地方公共団体の名称及び所在地の変更	12
第4	残高証明書の発行請求	12
別表	貸付対象事業の基準年数	13
関係法令		17

第1章 制度のあらまし

第1 郵便貯金資産の地方公共団体貸付の仕組み

旧日本郵政公社（以下「旧公社」といいます。）の民営・分社化に際し、地方公共団体が旧公社から借り入れていた地方公共団体に対する郵便貯金資金の貸付金については、旧公社から独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」といいます。）が承継するとともに、その業務については、株式会社ゆうちょ銀行（以下「弊行」といいます。）に委託して行います。

このため、実際の業務に関しては、機構からその業務の委託を受けた弊行が行います。



第2 郵便貯金資産の貸付条件

郵便貯金資産の貸付条件については、次の定めによります。

ただし、新規貸付は平成18年度に同意又は許可された事業をもって終了しています。

項目	条件等
貸付利率及び適用年月日	借入時の金利方式、償還方法、償還期限及び据置期間に対応した借入日現在の利率です。 利率については、機構のホームページで確認してください。 (ホームページアドレス http://www.yuchokampo.go.jp/release/index.html)
違約金の割合	年10%
償還期限等	30年以内(5年以内の据置期間を含む。) なお、事業別償還期限及び据置期間は、別表の「基準年数」によります。ただし、地方公共団体が基準年数未満の年数により借入申込みをした場合は、その年数になります。
約定弁済期日	3月31日及び9月30日 なお、約定弁済期日が休日等の場合には、払込期日は翌営業日になります。
元利金の弁済方法	半年賦元利均等償還

第3 手続に関する提出書類

手続に必要な書類は弊行のホームページ(ホームページアドレス https://www.jp-bank.japanpost.jp/hojin/chiho/hj_cih_tebiki.html)に様式及び記載例を掲載しておりますので、この手引とともに各様式をご利用ください。

また、手続における書類は郵送により受持ちの弊行エリア本部にご提出ください。なお、郵送料は借入団体のご負担になります。

※ 旧公社で郵便貯金資金・簡易生命保険資金の貸付金に関する借入れの際、共用としていた書類は、民営・分社化後は、郵便貯金資産、簡易生命保険資産の貸付金に関する借入れの別に作成し、提出していただく必要があります。

- (例) ○ 「郵便貯金資産資金決済に関する届」(以下「資金決済に関する届」といいます。)(様式第1)
- 「郵便貯金資産名称・所在地変更通知書」(以下「名称・所在地変更通知書」といいます。)(様式第2)

第2章 元金の償還又は利息の支払等

第1 元金の償還又は利息の支払

借り入れた郵便貯金資産の元金の償還又は利息の支払（繰上償還の場合を除きます。）については、約定弁済期日又は償還期限到来の日に、次によりお支払ください。

なお、約定弁済期日が近づきましたら郵便貯金資産弁済金払込通知書（以下「弁済金払込通知書」といいます。）とともに郵便貯金資産弁済金内訳書（以下「弁済金内訳書」といいます。）をお送りしますので、借入残高をご確認ください。

お支払方法・・・銀行振込みによるお支払

機構が送付する弁済金払込通知書に記入された金額を、弁済金払込通知書に記入された振込先口座あてに電信扱いでお振込みください。

- 注1： 振込手数料については機構は負担いたしませんのでご注意願います。
注2： 万一過剰に払い込まれた場合には、還付のための送金手数料を差し引いてお返ししますので支払金額をご確認ください。
注3： 郵便貯金資産の弁済金及び簡易生命保険資産の弁済金は、指定する口座が異なるため、別々にお振込みください。

第2 繰上償還

1 繰上償還の手続

- (1) 借り入れた郵便貯金資産について、平成19年総務省令第113号附則第4条第9項により読み替えた旧郵便貯金法施行規則（平成19年総務省令第113号）第14条第1項に該当することになった場合には、繰上償還となりますのでご注意ください。この場合、機構からその理由を明記した郵便貯金資産繰上償還決定通知書（以下「繰上償還決定通知書」といいます。）及び弁済金払込通知書を送付します。
- (2) 借り入れた郵便貯金資産を繰上償還しようとする場合は、原則、繰上償還日は3月31日又は9月30日になります。ただし、これらの日が休日等の場合には、翌営業日とし、繰上償還日までの利息が必要になりますのでご注意ください。
- 3月31日又は9月30日の20日前までに「郵便貯金資産繰上償還承認申請書」（以下「繰上償還承認申請書」といいます。）（様式第3）を、受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。
- また、繰上償還しようとする日に希望がある場合には繰上償還しようとする日の20日前までに同届を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。

- (3) 繰上償還承認申請書をご提出いただいた場合で、補償金の支払が確実と見込まれ、機構が繰上償還を認めるときは、郵便貯金資産繰上償還承認通知書（以下「繰上償還承認通知書」といいます。）及び弁済金払込通知書を送付します。

2 繰上償還に伴う元金の償還及び利息等の支払等

- (1) 機構から繰上償還決定通知書又は郵便貯金資産取得財産処分等承認通知書（繰上償還を伴う場合に限ります。）の送付を受けたときは、機構が指定する日に、次により元金及び利息をお支払ください。

お支払方法・・・銀行振込みによるお支払

機構が送付する弁済金払込通知書に記入された金額を、弁済金払込通知書に記入された振込先口座あてに電信扱いでお振込みください。

- (2) 機構から繰上償還承認通知書の送付を受けたときは、機構が指定する日に、次により元金及び利息並びに補償金をお支払ください。

お支払方法・・・銀行振込みによるお支払

機構が送付する弁済金払込通知書に記入された金額を、弁済金払込通知書に記入された振込先口座あてに電信扱いでお振込みください。

この場合の補償金は、機構が将来受け取る予定の元利相当額（繰上償還日から最終弁済期日までの各弁済期日の元金及び利息）を繰上償還を行うこととなった時点の割引率で割り引いた額の合計額が、繰上償還する元金を上回る場合に必要となります。

なお、郵便貯金資産については、国債の利回りを基に算出した割引率を使って計算することとしています。

- (3) 長期貸付の一部繰上償還である場合は、機構は繰上償還後の長期貸付の郵便貯金資産償還計算表（以下「償還計算表」といいます。）を送付します。

第3 違約金の支払等

1 違約金の計算方法及び支払方法

- (1) 弁済期日に元金の償還、利息又は補償金の支払がなされなかった場合は、その償還又は支払をしなかった日数に応じ、元金若しくは利息又は補償金について違約金をお支払いただきます。

- (2) 違約金は、弁済期日の翌日から元金の償還又は利息の支払をした日までの期間（機構が違約金を免除する期間を除きます。）について日割り計算とします。
日割り計算の際には、うるう年の日を含む期間についても1年を365日として計算します。
- (3) 違約金をお支払いただくときは、その違約金を払込金額とする弁済金払込通知書を送付しますので、支払期日までに次によりお支払ください。

お支払方法・・・銀行振込みによるお支払

機構が送付する弁済金払込通知書に記入された金額を、弁済金払込通知書に記入された振込先口座あてに電信扱いでお振込みください。

2 違約金の免除及び延滞利息の支払

- (1) 前記1－(1)で、弁済できなかった理由が災害その他やむを得ない理由であるときは、機構の承諾を得て、違約金の支払が免除されます。この場合は、違約金の支払が免除された期間について、償還しなかった元金について延滞利息をお支払いただきます。
- (2) 前記(1)により違約金の免除を受けようとするときは、速やかに「郵便貯金資産違約金免除承認申請書」（以下「違約金免除承認申請書」といいます。）（様式第4）を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。
- (3) 違約金免除承認申請書をご提出いただいた場合、機構が免除を承諾するときは郵便貯金資産違約金免除承認通知書（以下「違約金免除承認通知書」といいます。）を送付します。
また、免除を承諾しないと決定したときは、適宜その内容をお知らせします。

3 延滞利息の計算方法及び支払方法

- (1) 延滞利息は、違約金が免除された期間について貸付利率で日割計算とします。
日割計算の際には、うるう年の日を含む期間についても1年を365日として計算します。
- (2) 機構から違約金免除承認通知書の送付を受けたときは、支払期日までに次により延滞利息をお支払ください。

お支払方法・・・銀行振込みによるお支払

機構が送付する弁済金払込通知書に記入された金額を、弁済金払込通知書に記入された振込先口座あてに電信扱いでお振込みください。

【違約金の算出式】

(円未満切捨)

$$\frac{\text{延滞に係る元金、利息又は補償金} \times \text{違約金の割合 (年10\%)} \times \text{延滞日数}}{365}$$

【延滞利息の算出式】

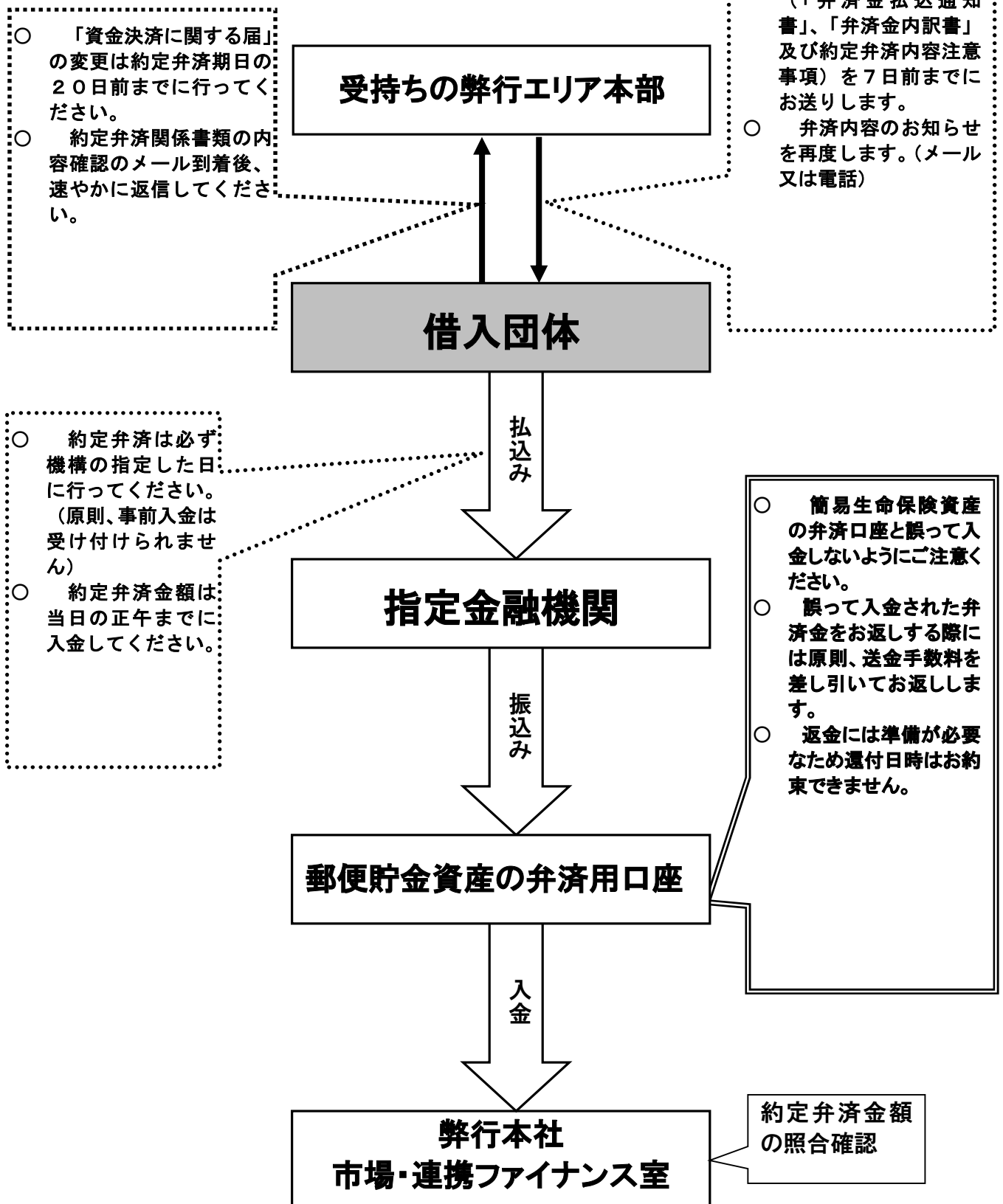
(円未満切捨)

$$\frac{\text{延滞に係る元金} \times \text{延滞利息の利率} \times \text{延滞日数}}{365}$$

第4 借用証書の返送

郵便貯金資産の債務が完済された場合は、機構は借用証書（「郵便貯金資産債務承継証書」（以下「債務承継証書」といいます。）（様式第5）を含みます。）を完済後3か月以内に返送します。

【約定弁済フロー図】



【約定弁済についてのお願い】

1	借入現在高の確認	約定弁済期日の7日前までにお届けする弁済金内訳書の貸付現在額欄をご確認ください。 なお、借入団体により把握している借入現在額と相違がある場合には弊行本社市場・連携ファイナンス室（03-3477-2039）までお尋ねください。
2	約定弁済内容の確認	約定弁済期日の7日前までにお届けする約定弁済関係書類の内容について受持ちの弊行エリア本部から電子メール又はお電話にてご確認ください。約定弁済関係書類の内容の確認及び電子メールの返信をお願いいたします。 なお、借入団体の電子メールの宛先は「資金決済に関する届」に記載された電子メールアドレスになります。現在提出いただいている同届の内容が変更されている場合には、約定弁済期日の20日前までに、受持ちの弊行エリア本部に郵送にて再提出してください。
3	入金日及び振込時間	約定弁済期日当日（休日である場合には翌営業日）に電信扱いで振込みをしてください。原則、事前入金を受け付けられません。 なお、できる限り、弁済用口座への入金が約定弁済期日の正午までに終了するように指定金融機関との調整をお願いいたします。
4	振込名義	事前に提出いただいている「資金決済に関する届」に記載されている振込名義でお振込みください。 なお、現在提出いただいている同届の内容が変更されている場合には、約定弁済期日の20日前までに、受持ちの弊行エリア本部に郵送にて再提出してください。
5	振込口座名	郵便貯金資産と簡易生命保険資産の弁済金は、指定する口座が異なるため、別々にお振込みください。 また、誤って入金された弁済金をお返しする際には原則、送金手数料を差し引いてお返しします。返金には準備が必要なため、還付日時はお約束できませんのでご注意願います。
6	振込手数料	振込手数料については機構は負担いたしませんのでご注意願います。
7	振替処理終了時刻の確認	借入団体の弁済金の入金と実際の振替処理のタイムラグにより入金が確認できない場合、借入団体に照会をさせていただくことがあります。弁済金の入金後、指定金融機関に振替処理終了時刻を確認していただけると照会の際にお手数がかかりませんので、よろしくお願いいたします。

第3章 債務の承継等

第1 債務の承継等

1 債務の承継

- (1) 法令の規定により、郵便貯金資産を借り入れている地方公共団体（以下本項において「債務譲渡団体」といいます。）の債務を他の地方公共団体（以下本項において「債務承継団体」といいます。）が承継した場合は、速やかに次の区分に応じ、「郵便貯金資産債務承継通知書」（以下「債務承継通知書」といいます。）（様式第6）及び債務承継証書を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。

① 債務譲渡団体が消滅又は解散した場合

債務承継団体から債務承継通知書及び債務承継証書を提出していただきます。

② 債務譲渡団体が分立又は境界変更した場合

ア 債務譲渡団体から債務承継団体と連署した債務承継通知書を提出していただきます。

イ 債務承継団体から債務承継証書を提出していただきます。

※ 市町村合併したとき

合併したことが証明できる書類（都道府県知事からの決定書の写し、合併協定書の写し、官報又は地方公共団体・官公庁のHPの該当ページを出力したもの等）の提出も必要です。

- (2) 機構は、前記（1）によりご提出いただいた債務承継証書が長期貸付の債務承継についてのものであるときは、債務承継後の長期貸付の償還計算表を債務承継団体に送付します。

2 債務の引受け

- (1) 債務の引受けにより、郵便貯金資産を借り入れている地方公共団体（以下本項において「旧団体」といいます。）の債務を他の地方公共団体（以下本項において「新団体」といいます。）が承継しようとする場合は、旧団体は新団体と連署した「郵便貯金資産債務承継承認申請書」（以下「債務承継承認申請書」といいます。）（様式第7）を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。

- (2) 債務承継承認申請書をご提出いただいた場合、機構が承諾するときは、郵便貯金資産債務承継承認通知書（以下「債務承継承認通知書」といいます。）を旧団体及び新団体に送付します。

- (3) 新団体は、機構から債務承継承認通知書の送付を受けたときは、債務承継後、速やかに債務承継証書を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。
- (4) 機構は、ご提出いただいた債務承継証書が長期貸付の債務承継に関するものであるときは、債務承継後の長期貸付の償還計算表を次の区分に応じ送付します。
 - ① 全部の債務を承継した場合
全部の債務を承継した場合には償還計算表を新団体に送付します。
 - ② 一部の債務を承継した場合
一部の債務を承継した場合には償還計算表を旧団体及び新団体に送付します。

第2 取得財産処分等

1 取得財産処分等承認申請及び承認等

- (1) 長期貸付により取得した財産の全部又は一部について、借入れの目的に反する使用、貸付け又は一切の処分行為をしようとする場合は、「郵便貯金資産取得財産処分等承認申請書」（以下「取得財産処分等承認申請書」といいます。）（様式第8）を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。
- (2) 取得財産処分等承認申請書をご提出いただいた場合、機構が承諾するときは、郵便貯金資産の取得財産処分等承認通知書及び弁済金払込通知書（繰上償還を伴う場合に限ります。）を送付します。また、取得財産処分等を承諾しない場合は、適宜その内容をお知らせします。

2 取得財産滅失等の報告

長期貸付により取得した財産の全部又は一部が滅失又は損壊したときは、速やかに「郵便貯金資産取得財産滅失等報告書」（様式第9）を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。

第4章 その他の手続

第1 取引時確認手続

1 取引時確認手続

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の定めるところにより、次に該当する場合には、借入団体のご担当者様のお名前、ご住所等及び借入団体とご担当者様との関係を確認させていただきます。

- （1）債務承継証書をご提出いただく場合
- （2）名称・所在地変更通知書をご提出いただく場合

（1）又は（2）の手続をされる場合には手続に関する必要書類に、「郵便貯金資産地方公共団体貸付取引権限証明書兼本人特定事項証明書」（以下「本人特定事項証明書」といいます。）（様式第10）を添えて、受持ちの弊行エリア本部に郵送によりご提出ください。

また、本人特定事項証明書は受持ちの弊行エリア本部に到着した日において作成年月日から6か月以内のものに限ります。

注： 本人確認書類に関する詳しいことは、受持ちの弊行エリア本部までお問い合わせください。

2 正当な申込みの確認

資金決済に関する届は弁済時に借入団体が誤入金をされた場合に、弊行から借入団体へ正しく還付するものですので、ご提出の際には受持ちの弊行エリア本部から正当な申込みであることを確認させていただきます。

第2 貸付先の調査

機構又は弊行は貸付金の管理のために必要があるときは、融資施設の現況報告を求め、又は実地に調査を行います。なお、融資施設の現況報告については当該借入金が当初の事業目的どおり利用されているか報告していただくものですので、郵便貯金資産の融資施設の現況については毎年4月30日までにお届けいたします「郵便貯金資産融資施設現況報告書」（様式第12）の内容をご確認の上、必要事項を記入し、6月末までに受持ちの弊行エリア本部に郵送によりご提出ください。

第3 地方公共団体の名称及び所在地の変更

郵便貯金資産の借入後に地方公共団体の名称、所在地のいずれかが変更になったときには、速やかに名称・所在地変更通知書を受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。

なお、所在地とは、地方公共団体の主たる事務所の位置をいいます。

第4 残高証明書の発行請求

郵便貯金資産の残高証明書の発行を依頼される場合は、適宜様式にて、回答期限の20日前までに受持ちの弊社エリア本部に郵送によりご提出ください。

ただし、依頼に当たっては、次の項目を記載してください。

なお、残高証明書の発行に係る手数料は不要です。

	項目	記載内容
1	提出日	例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
2	地方公共団体名	例) 〇〇県〇〇郡〇〇町
3	提出者の職及び氏名	例) 〇〇市長 〇〇 〇〇
4	公印	—
5	あて先	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネットワーク支援機構 理事長あて
6	借入資金名	郵便貯金資産
7	残高証明基準日	例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
8	回答期限	例) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
9	問い合わせ先及び 残高証明書送付先	・ 郵便番号 ・ 所在地 ・ 部署名 ・ 担当者名 ・ 電話番号

【別表 貸付対象事業の基準年数】

大分類	中分類	基準年数（償還期限）		備 考
		事 業 名	（うち据置期間）	
住 宅	住 宅	公 営 住 宅	年（年） 25（3）	
		新 産 住 宅	25（3）	
	住宅新築資金等貸付金	住 宅 改 修 資 金 貸 付 金	15（3）	高齢者住宅整備資金貸付事業及び障害者住宅整備資金貸付事業10（2）
		宅 地 取 得 資 金 貸 付 金	25（3）	水洗便所改造等資金貸付事業5（6 か月）
		住 宅 新 築 資 金 貸 付 金	25（3）	
生活環境整備	公 園 緑 地 等	公 園 緑 地	20（3）	
		都 市 計 画 事 業	20（3）	
		駐 車 場	22（3）	金利方式を利率見直し方式とした場合には25（3）
	市 場 ・ ガ ス	市 場 事 業	25（5）	
		ガ ス 事 業	25（5）	
	上 ・ 下 水 道	上 水 道 事 業	30（5）	
		下 水 道 事 業	30（5）	
		上水道事業（都市計画事業）	20（3）	
		下水道事業（都市計画事業）	20（3）	
	簡 易 水 道	簡 易 水 道	30（5）	
	消 防 施 設	消 防 庁 舎	25（3）	
		消 防 自 動 車	5（1）	
		消 防 施 設	5（1）	
	公 害 関 連	公 害 監 視 施 設	15（3）	
		廃 油 処 理 施 設	15（3）	
	汚 物 処 理 施 設	汚 物 処 理 施 設	15（3）	
		清 掃 運 搬 船	15（3）	
		汚 物 処 理 施 設 改 造	10（2）	
		清掃運搬車両、埋立用車両	5（1）	
	と 畜 場	と 畜 場	20（5）	
	辺 地 ・ 過 疎 対 策	辺 地 対 策 事 業	10（2）	
		過 疎 対 策 事 業	12（3）	
	そ の 他	豪 雪 対 策 事 業	15（3）	融雪施設10（2） 自動車、機械器具5（1）
		電 線 類 地 中 化 事 業	15（3）	
厚 生 福 祉	公 民 館 等	公 民 館	20（3）	
		集 会 所	20（3）	
		ユ ー ス ホ ス テ ル	20（3）	
		青 年 の 家	20（3）	
		火 葬 場	15（3）	
		児 童 遊 園	10（2）	
	レクリエーション・スポーツ施設	レクリエーション・スポーツ施設	20（3）	体育施設用夜間照明施設、屋外運動場（排水その他の土木施設を有しない簡易なもの）15（3）
		国民宿舎、国民保養センター等	20（3）	

厚生福祉	病院	病院、診療所、看護師宿舎	30(5)	
		職員宿舎	25(3)	
		医療・看護用機械器具	5(1)	
	社会福祉施設	社会福祉施設等	20(3)	
	介護サービス施設	訪問看護ステーション	30(5)	
		介護老人保健施設	30(5)	
		その他介護サービス施設	20(3)	
文教	義務教育施設	義務教育施設	25(3)	
		義務教育学校用地	25(3)	
文教	義務教育施設	学校給食施設	20(3)	
		高等学校	25(3)	
	高等学校	高等学校用地	25(3)	
		盲ろうあ学校	25(3)	
	その他	幼稚園	20(3)	
		学校プール	20(3)	
		博物館	20(3)	美術館、科学館を含む。
		図書館	20(3)	
		動植物園	20(3)	水族館を含む。
		教員宿舎	20(3)	学生寮を含む。
農林漁業	農業施設	農業施設	10(2)	農地を含む。
		農業水利	10(2)	農業用排水施設を含む。
		農道	10(2)	一般単独事業の産業経済施設 15(3)
		農業施設・農地（各種災害関連）	15(3)	
		農道（臨時地方道整備事業）	15(3)	ふるさと農道・林道緊急整備事業分
	林業施設	林道	10(2)	一般単独事業の産業経済施設 15(3)
		造林	10(2)	
		林道（臨時地方道整備事業・各種災害関連事業）	15(3)	
	漁業施設	漁港	20(3)	
国土保全・災害復旧	道路・橋りょう	道路	15(3)	地方特定道路整備事業、復興特別事業分
		橋りょう	20(3)	歩道橋を含む。
		道路（都市計画事業）	20(3)	
		橋りょう（臨時地方道整備事業）	15(3)	
	河川・海岸	河川事業	20(3)	河川総合開発、流水保全水路、消流雪用水導入を含む。
		海岸事業	20(3)	海岸浸食対策、海岸保全を含む。
	災害関連	砂防	20(3)	
		治山・治水	20(3)	林地保全等を含む。
		排水施設	15(3)	
		災害関連	20(3)	河川災害復旧・床上浸水対策を含む。農業施設、農業水利、農道及び林道 15(3)
		自然災害防止	20(3)	
国土保全	その他	鉱害復旧事業	15(3)	
		炭鉱離職者緊急就労対策事等	15(3)	産炭地域開発事業、特定開発就労事業を含む。

・ 災害復旧		失 業 対 策 事 業	15 (3)	
		鉱害復旧事業(各種災害関連業)	20 (3)	鉱毒対策を含む。
運 輸 ・ 通 信	都 市 高 速 鉄 道	地 下 鉄	30 (5)	
		高 速 鉄 道	30 (5)	
		モ ノ レール	30 (5)	
	一 般 交 通	バ ス	5 (1)	
		バ ス 車 庫	20 (5)	
		連 絡 船	15 (3)	
		営 業 所	20 (5)	
		電 車	10 (2)	金利方式を利率見直し方式とした場合には 13 (3)
	港 湾	港 湾 事 業	20 (3)	港湾鉱害防止対策、港湾施設災害関連を含む。
	港 湾 整 備	上 屋	20 (3)	金利方式を利率見直し方式とした場合は 25 (3)
運 輸 ・ 通 信	港 湾 整 備	荷 役 機 械	15 (3)	
		貯 木 場	20 (3)	金利方式を利率見直し方式とした場合には 25 (3)
		ふ 頭 用 地	20 (5)	金利方式を利率見直し方式とした場合には 30 (5)
		ひ き 船	15 (3)	
	そ の 他	空 港	20 (3)	
		有 線 放 送 電 話	10 (2)	
地 域 開 発	庁 舎	市 庁 舎	25 (3)	
		町 村 庁 舎	25 (3)	
		地 域 開 発 セ ン ター	20 (3)	
	電 気	電 気	30 (5)	
		原子力発電施設等立地地域振興特別事業	15 (3)	
	そ の 他	奄 美 群 島 振 興 事 業	20 (3)	
		小 笠 原 諸 島 復 興 事 業	20 (3)	
		沖 縄 復 帰	—	
		沖縄北部特別振興対策事業	15 (3)	
減 税 補 て ん 債		減 税 補 て ん 債	20 (3)	先行減税分については 10 (2)
臨 時 財 政 対 策 債		臨 時 財 政 対 策 債	20 (3)	

注 1 本表において、地方公共団体からの借入申込みの内容が下表の事業に該当する場合は、本表の「主な事業」欄に係る個々の償還期限と異なった場合でも、下表の事業の償還期限によります。

事 業	償還期限（据置期間）
一般単独事業の産業経済施設	15 (3)
農地、農業施設、農業利水、農業用排水施設、農道、林道及び公害復旧事業（鉱毒対策を含む。）に係る災害関連事業	15 (3)
昇降機設備	15 (3)
自動車、機械器具	5 (1)

注2 本表の基準年数は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り等の「耐火構造」を標準として定めたものであり、木造等の耐久度の低い施設（以下「木造等」という。）については、本表の年数からそれぞれ5年を減じます。

建築物については、「主要構造部」が「耐火構造」であるかどうかによって判断します。

橋りょうについては、一部木造のものは、「木造等」として取り扱いいます。

住宅新築資金等貸付金については、本表に掲げる基準年数によります。

なお、「主要構造部」、「耐火構造」の意味は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号及び第7号に定めるところによります。したがって、いわゆる「準耐火構造」のものは、「木造等」として取り扱いいます。

注3 単一の起債許可事業の中で償還期限を異にする事業を含む場合には、事業計画を区分できるものについては別個の償還期限により、区分できないものについては事業の主たる部分の事業の償還期限によります。

注4 本表に定めのない用地については、その用地の上に建設される施設の基準年数を適用します。

注5 学校用地の基準年数は25年（3年）となりますが、その用地の上に建設される建物が木造等の場合の学校建設用地は、20年（3年）とします。

注6 介護老人保健施設とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する施設をいいます。

注7 負担金、分担金等の償還期限については、それぞれの事業の基準年数を適用します。ただし、最長20年（3年）とします。

注8 減税補てん債及び臨時財政対策債については、利率見直し方式（5年ごと）又は利率見直し方式（10年ごと）での借入れとなります。

【関 係 法 令】

郵政民営化法（平成１７年法律第９７号）（抄）

（業務の制限）

第１１０条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 略

二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲げる業務を除く。）

イ～ロ 略

ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け

ニ～ホ 略

ヘ 機構に対する資金の貸付け

三 銀行法第十条第二項第一号、第五号の二、第六号、第七号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる業務

四～五 略

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務

２～６ 略

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第１０２号）（抄）

附 則

第６条 この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十九条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額（第九十条の規定による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（以下「旧財政融資資金長期運用特別措置法」という。）第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第二条第一項に規定する長期運用予定額をいう。以下同じ。）として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るものに限る。）についてのこの法律の施行後における地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法第六十九条及び第七十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧郵便貯金法第六十九条中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とする。

２ 機構は、旧郵便貯金法第六十九条（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）又は旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の旧郵便貯金法第六十八条の三第一項の規定によりされた地方公共団体に対する貸付けに係る債権（以下この項において「特例資産」という。）については、機構法第二十八条第一項の規定にかかわらず、機構法第十条に規定する郵便貯金資産を当該特例資産の保有のために運用することができる。

第７条 略

２ 略

３ この法律の施行前に、旧郵便貯金法第六十九条の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他行為は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第六十九条の規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第１０１条 長期運用予定額として国会の議決を経たもの（旧公社法第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金に係るもの及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金に係るものに限る。）については、旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条において準用する旧財政融資資金長期運用特別措置法第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧財政融資資金長期運用特別措置法第五条中「「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」とあるのは、「「郵便貯金資金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金をいう。）及び簡易生命保険資金（同項第五号に規定する簡易生命保険資金をいう。）と、「これを翌年度において当該運用対象区分に従い」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、その運用しなかつた額について独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十条に規定する郵便貯金資産及び簡易生命保険資産を翌年度においてそれぞれ」とする。

2 略

旧郵便貯金法（昭和22年法律第144号）（抄）

（地方公共団体に対する貸付け等）

第69条 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

（審議会等への諮問）

第74条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 略

二 第六十九条の総務省令を制定し、又は改正しようとするとき。

三～四 略

旧財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年法律第7号）（抄）

（国会の議決）

第2条 資金法の規定に基づき毎会計年度新たに運用する財政融資資金のうち、その運用の期間が五年以上にわたるもの（次条の規定により運用することができるものを除く。）は、その運用を予定する金額（以下「長期運用予定額」という。）につき、運用対象区分ごとに、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 前項の運用対象区分とは、財政融資資金の運用対象を、国債と資金法第十条第一項第九号に掲げる債券とその他のものとに大別し、かつ、その他のものは、次に掲げる区分により区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、第二号及び第三号の法人に係るものにあつては法人別に、それぞれ細分した区分をいう。

一 国

二 資金法第十条第一項第三号に規定する法人

三 資金法第十条第一項第七号に規定する法人

四 地方公共団体

（長期運用予定額の繰越し）

第3条 前条の規定により運用対象区分ごとに国会の議決を経た長期運用予定額に係る財政融資資金のうち当該年度において運用しなかつたものがあるときは、これを翌年度において当該運用対象区分に従い運用することができる。

（準用）

第5条 第二条第一項及び前二条の規定は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十九条及び簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第八十八条の規定に基づき毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下「簡易生命保険資金」という。）のうち、その運用の期間が五年以上にわたるものについて準用する。この場合において、第二条第一項中「資金法」とあるのは「郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十九条及び簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第八十八条」

と、「毎会計年度新たに運用する財政融資資金」とあるのは「毎事業年度日本郵政公社が新たに運用する日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金（以下「郵便貯金資金」という。）及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金（以下「簡易生命保険資金」という。）と、「運用対象区分ごと」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金の別」と、第三条中「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「当該運用対象区分に従い」とあるのは「それぞれ」と、前条第一項中「財務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「運用対象区分ごとに国会」とあるのは「国会」と、「財政融資資金」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金」と、「会計年度」とあるのは「事業年度」と、「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「それぞれ」と、「財務省令」とあるのは「総務省令・財務省令」と、「翌年度の七月三十一日までに作成」とあるのは「作成し、翌年度の七月三十一日までに財務大臣に送付」と、同条第二項中「財政融資資金に」とあるのは「郵便貯金資金及び簡易生命保険資金のそれぞれに」と読み替えるものとする。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成１７年法律第１０１号）（抄）

（機構の目的）

第３条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第１３条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）（中略）、（中略）整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。
- 二 整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（中略）の規定、（中略）により簡易生命保険の業務を行うこと。
- 三 略

２ 略

第１５条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができる。

２ 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３ 総務大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該委託が郵便貯金の預金者の保護の観点から適当なものであること。
- 二 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

４ 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

５ 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託する場合について準用する。

６ 銀行は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による委託又は第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受け、当該業務を行うことができる。

（区分経理）

第１９条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 郵便貯金管理業務 郵便貯金勘定
- 二 簡易生命保険管理業務 簡易生命保険勘定

三 (略)

公職選挙郵便等の一部を改正する省令（平成19年9月26日総務省令第113号）

附 則

（郵便貯金法施行規則の廃止に伴う経過措置）

第4条

1～8 略

9 整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第69条に規定する地方公共団体に対する貸付けについては、旧郵便貯金法施行規則第2章（第7条第3項を除く。）の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令第2章中「公社」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と、同令第3条中「法」とあるのは「整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法」と、同令第7条第1項中「毎事業年度定めて通知する額」とあるのは「定めて通知した額」と、同条第2項第1号中「財政融資資金」とあるのは「整備法第90条による改正前の財政融資資金」と、同令第10条及び第11条第2項中「郵便貯金」とあるのは「地方貸付」と、「郵便局の窓口」とあるのは「営業所」と、同令第17条の見出し中「取扱郵便局」とあるのは「取扱営業所」と、同条中「郵便局」とあるのは「営業所（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第15条第1項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う営業所をいう。）」とする。

平成19年総務省令第113号附則第4条第9項により読み替えた旧郵便貯金法施行規則（平成19年総務省令第113号）（抄）

第2章 地方公共団体に対する貸付け

（地方公共団体に対する貸付け）

第3条 整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第69条の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が地方公共団体に対し貸付けをする場合は、この章の定めるところによる。

（地方貸付の方法）

第4条 地方公共団体に対する貸付け（以下「地方貸付」という。）は、証書貸付の方法により行うものとする。

（地方貸付の種類）

第5条 地方貸付は、次の3種とする。

- 一 長期貸付 地方債の発行について同意又は許可を得た事業に対して行う地方貸付で、貸付期間が地方貸付が行われる日の属する独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の事業年度の翌事業年度以降にわたるもの
- 二 起債前貸 長期貸付が行われるまでのつなぎとして行う地方貸付
- 三 短期貸付 地方公共団体の一時的な歳計不足を補うために行う地方貸付で、地方貸付が行われる日の属する事業年度内に償還されるもの

（貸付利率）

第6条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、第8条に規定する貸付金利方式並びに償還期間及び据置期間を反映し、国債の利回りを基準として総務大臣が定めて通知する利率により、地方貸付をするものとする。

（長期貸付）

第7条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、総務大臣が定め

て通知した額（以下この条において「長期貸付予定総額」という。）の長期貸付をするものとする。

- 2 長期貸付予定総額を通知する場合は、併せて次に掲げる事項を通知するものとする。
 - 一 当該事業年度における整備法第90条による改正前の財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和48年法律第7号）第5条において読み替えて準用する同法第2条第1項に規定する長期運用予定額（以下この条において「長期運用予定額」という。）
 - 二 当該事業年度における長期貸付の対象
 - 三 長期貸付の償還期間及び据置期間
 - 四 その他長期貸付に関して総務大臣が必要と認める事項
- 3
- 4 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、長期貸付を受ける地方公共団体並びに当該地方公共団体ごとの長期貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）及びその長期貸付の予定額（以下この条において「貸付予定額」という。）を決定し、これを当該地方公共団体に通知するものとする。
- 5 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、前項の規定による通知を受けた地方公共団体において、貸付対象事業の中止若しくは縮小又はその他の理由により貸付予定額の全部又は一部が不用になることが明らかになった場合は、当該貸付対象事業における不用となった額を報告させるものとする。
- 6 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、長期貸付予定総額のうち、長期貸付予定総額から貸付予定額の総額を控除した額及び前項の規定による報告に係る不用となった額（以下この条において「運用残額」という。）については、総務大臣に報告の上、第1項の規定にかかわらず、長期貸付をしないものとする。
- 7 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、長期貸付予定総額のうち、運用残額を除き、当該年度において長期貸付をしなかったものがある場合は、総務大臣に報告の上、これを翌年度に繰り越すものとする。
- 8 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、前二項に規定する報告を行う場合において、運用残額及び翌年度に繰り越す額のうち、長期運用予定額に係る額をそれぞれ報告するものとする。
- 9 前各項の規定は、総務大臣が長期貸付予定総額を変更した場合について準用する。

（長期貸付の貸付金利方式）

第8条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、固定金利方式（地方貸付の約定期間中、貸付利率が一定である地方貸付に係る金利方式）又は利率見直し方式（地方貸付の約定期間中、5年ごと又は10年ごとに貸付利率を見直すことが予定されている地方貸付に係る金利方式）により、長期貸付をするものとする。

（長期貸付の実行）

第9条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、総務大臣が定めて通知する貸付対象事業の完成に関する基準を満たす場合に限り、当該貸付対象事業に係る長期貸付をするものとする。

（長期貸付の貸付期限）

第10条 長期貸付をすることのできる期限（以下「貸付期限」という。）は、貸付対象事業に係る地方債の発行について同意又は許可を得た年度の翌年度の5月末日（当該5月末日が地方貸付に関する事務を第17条に規定する営業所で取り扱わない日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い当該事務を当該営業所で取り扱う日）とする。

（貸付期限の延伸）

第11条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、長期貸付を受けようとする地方公共団体が、災害その他やむを得ない理由により、貸付期限までに長期貸付を受けることができない場合において、貸付期限を延伸するものとする。

- 2 前項の規定による貸付期限の延伸は、貸付対象事業に係る地方債の発行について同意又は許可を得た年度の翌年度の3月末日（当該3月末日が地方貸付に関する事務を第17条に規定する営業所で取り扱わない日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い当該事務を当該営業所で取

り扱う日)を超えることができない。

(起債前貸)

第12条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、貸付期限までに、起債前貸(第14条第1項第1号から第5号まで及び第8号の規定により繰上償還をさせるものを除く。)を長期貸付に借り換えさせるものとする。

(元金の償還及び利息の支払方法)

第13条 長期貸付に係る元金の償還及び利息の支払は、総務大臣が別に定める場合を除き、半年賦元利均等償還の方法によるものとする。

2 起債前貸に係る元金の償還は、一括償還の方法によるものとし、利息の支払は、半年賦支払の方法によるものとする。

3 短期貸付に係る元金の償還及び利息の支払は、一括償還の方法によるものとする。

(繰上償還)

第14条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、地方公共団体が地方貸付を受けようとし、又は受けた場合において、当該地方貸付が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地方貸付について繰上償還をさせるものとする。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて地方貸付を受けたとき。

二 第16条の規定による調査を拒み若しくは妨げ、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をしたとき。

三 第12条の規定による起債前貸の借換えにより長期貸付を受けようとする場合において、当該長期貸付に係る地方債の発行について同意若しくは許可がないとき又は当該同意若しくは許可の額がその長期貸付の額に達しないとき。

四 長期貸付を受けようとする地方公共団体が、起債前貸の対象となった事業で、行政庁の免許、許可又は認可(以下この号において「免許等」という。)を要するものについて、当該事業に係る免許等を得られなかったとき。

五 起債前貸又は長期貸付を受けた地方公共団体が、当該起債前貸又は長期貸付に係る貸付金により取得した財産の全部又は一部について、当該起債前貸又は長期貸付の対象となった事業の目的に反する使用、貸付けその他の処分行為をしたとき。ただし、これらの行為が法令の規定によるものである場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

六 長期貸付に係る貸付金により取得した財産の全部又は一部が滅失し又は損壊した場合において、当該長期貸付を受けた地方公共団体が、その復旧を行わないとき。ただし、復旧計画を行わないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

七 長期貸付を受けた地方公共団体において、当該長期貸付の額に異動を及ぼすような事業費又は財源の変動が生じたとき。

八 その他地方貸付に関し、法令に違反し、又は著しく不当と認められる事実があるとき。

2 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、前項の規定による繰上償還のほか、長期貸付を受けた地方公共団体から繰上償還の申出があり、補償金(当該長期貸付の繰上償還をしなければ得られたであろうキャッシュ・フローを当該繰上償還の日において現在価値に割り引いた額から当該繰上償還の額を控除した額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認められる場合に限り、繰上償還に応じるものとする。

3 前項に規定する補償金の算定方法は、総務大臣の定めるところによる。

(違約金又は延滞利息)

第15条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、地方貸付を受けた地方公共団体が、弁済期日に元金の償還又は利息若しくは補償金の支払をしなかった場合において、違約金を徴収するものとする。この場合において、違約金の額は、当該償還又は支払をしなかった日数に応じ、当該元金又は利息若しくは補償金の額に年10パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 前項の場合において、災害その他やむを得ない理由により弁済できなかったときは、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、違約金の支払を免除し、延滞利息

の支払を受けるものとする。この場合において、延滞利息の額は、違約金の支払を免れた期間に応じ、償還しなかった元金の額につき当該弁済期日における当該地方貸付に係る貸付利率により計算した額とする。

(調査及び報告)

第16条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、地方貸付を受けた地方公共団体に対して、当該地方貸付に係る貸付金の使用状況その他貸付金に関し必要な事項について調査をし、又は報告を求めるものとする。

(取扱営業所)

第17条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、地方貸付を受けようとする地方公共団体の便宜を考慮し、地方貸付に関する事務を取り扱う営業所(独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律101号)第15条第1項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う営業所をいう。)を指定するものとする。

(条件変更)

第18条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、地方貸付を受けた地方公共団体が、災害その他特殊の理由により、元金の償還又は利息の支払が著しく困難となった場合において、別に総務省令で定めるところにより、当該地方貸付の貸付条件の変更又は延滞元金の償還方法若しくは延滞利息の支払方法の変更をするものとする。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(法律第四十一号(平三〇・六・八))

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法

(略)

第三条中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金 簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に、「履行し、もって郵政民営化に資する」を「履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。)に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与する」に改める。

(略)

附 則

(略)

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律 第百二号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則第六条第一項及び第十条第一項中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める。